

附編 関係資料



本丸冠木御門脇石垣（打込みハギ）と四重櫓台石垣（切込みハギ）

資料1 文化財保護に係る関連法令

文化財保護法 (抜粋)

(昭和25年5月30日法律第214号)
最終改正：平成26年6月13日法律第69号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書
その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのもと1体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
 - 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
 - 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
 - 4 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
 - 5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)
 - 6 周囲の環境と1体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)
- 2 この法律の規定(第27条から第29条まで、第37条、第55条第1項第4号、第153条第1項第1号、第165条、第171条及び附則第3条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定(第109条、第110条、第112条、第122条、第131条第1項第4号、第153条第1項第7号

及び第8号、第165条並びに第171条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化的向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構え)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つては関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(滅失、き損等)

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第6章 埋蔵文化財

(土木工事のための発掘に関する届出及び指示)

- 第93条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公

共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

第7章 史跡名勝天然記念物

（指定）

- 第109条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
 - 3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
 - 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
 - 5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3

項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

- 6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第110条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。第133条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第111条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に關し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に關し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第112条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第110条第1項の規定による仮指定が適当ないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除

には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

- 第113条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

- 第114条** 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

- 第115条** 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

- 第116条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管

理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

(管理団体による管理及び復旧)

- 第117条** 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

(所有者による管理及び復旧)

- 第119条** 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者（以下この章及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

- 第120条** 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

- 第121条** 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が消失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
- 2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を

準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

- 第122条** 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
 - 3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

- 第123条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
- 1 管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないとき。
 - 2 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることができないと認められるとき。
 - 2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

- 第124条** 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第125条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付けられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

- 第126条** 前条第1項の規定により許可を受けなければならぬこととされている行為であってその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該地の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第127条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

- 第128条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、

第 125 条第 7 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第 129 条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の 1 部を補助することができる。

2 前項の場合には、第 35 条第 2 項及び第 3 項並びに第 42 条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第 130 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第 131 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によってもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 1 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があったとき。
 - 2 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 3 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 4 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第 1 項の規定により立ち入り、調査する場合には、第 55 条第 2 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第 132 条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第 110 条第 1 項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第 182 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化

財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第 57 条第 2 項及び第 3 項、第 109 条第 3 項から第 5 項まで並びに第 111 条第 1 項の規定を準用する。

第 133 条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第 59 条第 1 項から第 5 項まで、第 64 条、第 68 条、第 111 条第 2 項及び第 3 項並びに第 113 条から第 120 条までの規定を準用する。この場合において、第 59 条第 1 項中「第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第 109 条第 1 項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第 110 条第 1 項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第 4 項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第 5 項中「抹消には、前条第 2 項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第 113 条第 1 項中「不適当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第 118 条及び第 120 条中「第 30 条、第 31 条第 1 項」とあるのは「第 31 条第 1 項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第 31 条第 1 項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第 118 条中「第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第 3 項」とあるのは「第 47 条第 4 項」と、第 120 条中「第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項」とあるのは「第 47 条第 4 項」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和 50 年 9 月 9 日制令第 267 号）

最終改正：平成 27 年 3 月 18 日制令第 74 号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第 5 条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

1 次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m²以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 3 月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあっては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であって、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族

館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

2 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

昭和 26 年 5 月 10 文化財保護委員会告示第 2 号

最終改正：平成 8 年 10 月 28 日文部省告示第 185 号

史跡

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- 1 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 2 都城跡、国郡序跡、城跡、官公序、戦跡その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 5 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 7 墓碑及び碑
- 8 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 9 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの

名勝

次に掲げるもののうち我が国の優れた国土美として欠くことができないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獸、魚虫など棲息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峽谷、湊布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 砂丘、砂礫、海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

1 動物

- (1) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (2) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群衆
- (4) 日本に特有な畜養動物
- (5) 家畜以外の動物で海外より我が国に移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (6) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨木、崎形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帶、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘇苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地
- (11) 著しい栽培植物の由生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び幸衛上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地殻運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化並びに侵蝕に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (11) 氷雪霜の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

- 4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の地域
(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

（昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号）

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部省令第 11 号

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第1条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 119 条第 2 項で準用する法第 31 条第 3 項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 管理責任者の職業及び年令
- 7 選任の年月日
- 8 選任の事由
- 9 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第2条 法第 119 条第 2 項で準用する法第 31 条第 3 項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 解任の年月日
- 7 解任の事由
- 8 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第3条 法第 120 条で準用する法第 32 条第 1 項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所

- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 7 変更の年月日
- 8 変更の事由
- 9 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第4条 法第120条で準用する法第32条第2項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 旧管理責任者の氏名及び住所
- 6 新管理責任者の氏名及び住所
- 7 新管理責任者の職業及び年令
- 8 変更の年月日
- 9 変更の事由
- 10 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第5条 法第120条で準用する法第32条第3項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 5 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 6 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 7 変更の年月日
- 8 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損、衰亡、亡失又は盜難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 10 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 11 滅失、き損等の事実を知つた日
- 12 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他の参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第7条 法第115条第2項（法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他の参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち30日以内に行わなければならない。

- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第8条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第167条第1項第1号及び第2号の場合に係るときは第3条の規定を、法第167条第1項第3号の場合に係るときは第6条の規定を、法第167条第1項第7号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

（抜粋）

（昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号）

最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

(復旧の届出)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 2 指定年月日

- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 8 復旧を必要とする理由
- 9 復旧の内容及び方法
- 10 復旧の着手及び終了の予定時期
- 11 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 12 その他参考となるべき事項

- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
 - 1 設計仕様書
 - 2 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
 - 3 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第2条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 2 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 3 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第5条 法第167条第1項第5号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

- 2 法第167条第1項第5号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合

は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 2 法第169条第1項第2号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)

最終改正：平成27年12月21日文部省令第36号

(許可の申請)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

- 1 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 2 指定年月日
 - 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 権原に基く占有者の氏名又は名称及び住所
 - 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
 - 10 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 13 現状変更等に係る地域の地番
 - 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 15 その他参考となるべき事項
-
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

2 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地図を表示した実測図
- 3 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 6 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 9 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取り図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の1部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号 又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることが要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 2 指定年月日
 - 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 4 管理計画を定めた教育委員会
 - 5 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 6 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 7 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 8 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(抜粋)

（平成12年4月28日 庁保記第226号

各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名称天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
 - ①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策

- 定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合。
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第80条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第80条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求ること。
- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から3ヶ月を超える場合
- ③新築、増築、改築又は除却については、当該新築

- 等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。
- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ①小規模建築物に附隨する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道
- (2) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

4 令第5条第4項第1号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第72条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）

（昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号）

最終改正：平成27年9月11日文部科学省令第30号

（標識）

- 第1条** 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第115条第1項（法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。
- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
 - 1 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
 - 2 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の教育委

員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

- 3 指定又は仮指定の年月日
- 4 建設年月日
- 3 第1項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第2号から第4号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第2号に掲げる事項は裏面に前項第3号及び第4号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第2条 法第115条第1項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 1 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 2 指定又は仮指定の年月日
- 3 指定又は仮指定の理由
- 4 説明事項
- 5 保存上注意すべき事項
- 6 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第3条 前条第1項第4号又は第5号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第4条 法第115条第1項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とするものとする。
- 3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第5条 第1条から前条までに定めるもの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第6条 法第115条第1項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡に建立する石碑の取扱について

(昭和43年1月文化財保護委員会通知)

最近、史跡に石碑を建立したいという申請が多くありますが、これを安易に許可することは、史跡の性格上、好ましいものではありません。したがって、県教委における場合は、これまで通り原則として許可しないように指導して頂きたく、もし万一止むを得ないと判断されるものについては、史跡全体の整備計画の進行に応じて、左の条件を付して、申請書を受けられるとおり計らい下さい。

申請条件

1 建立の主旨及び内容

建立の主旨及びその内容が当該史跡に関係ぶかいもので、史跡の品位に十分合致するものに限る。

2 建立団体

当地域社会より十分な支持を受ける団体に限る。

3 建立場所

重要構造を避け、かつ史跡の景観を害しない場所に限定する。

4 石碑の高さ

3メートル以下

5 石碑の占有面積

10 m²以下

なお、申請にあたっては、建立場所、碑文はもちろん、設計図面を添付すること。

文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について(抜粋)

(平成12年3月10日府保伝第14号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)

第3 史跡名勝天然記念物関係

1 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務(法第80条)は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと(法第99条第1項第2号並びに令第5条第1項第2号、第4項第1

号、第5項及び第6項)。

○都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりるべき基準(新地方自治法第245条の9)については、追って定める予定である。

○史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。

○史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない(法第85条の3)(第8~23照)。

○都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる(法第99条第4項)(第8~43照)。

(1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

(i) 史跡名勝天然記念物に關し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県(市の区域内における現状変更等については、当該市)の教育委員会が行う(法第99条第1項第2号及び令第5条第4項第1号イからヘまで)。

①3ヶ月以内の期間を限って設置される小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120 m²以下のものをいう。②において同じ。)の新築、増築、改築又は除却(同号イ)

②指定面積が150ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第1種及び第2種低層居住専用地域における小規模建築物の新築又は建築後50年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却(同号ロ)

③土地の形態を変更しないで行われる、i)建築物以外の工作物の設置若しくは設置後50年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii)道路の舗装若しくは修繕(同号ハ)

④管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却(同号ニ)

⑤埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修(同号ホ)

⑥木竹の伐採(名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。)(同号ヘ)

屋外広告物法(抜粋)

(昭和24年6月3日法律第189号)

最終改正: 平成23年6月3日法律第61号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致

を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第2章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- 2 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- 3 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- 4 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- 5 公園、緑地、古墳又は墓地
- 6 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- 1 橋りよう
- 2 街路樹及び路傍樹

3 銅像及び記念碑

- 4 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- 5 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(広告物の表示等の制限)

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置(前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県知事の許可を受けなければならないことその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

都市計画法(抜粋)

(昭和 43 年 6 月 15 日法律第百号)

最終改正：平成 28 年 6 月 7 日法律第 72 号

第 34 条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- 1 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 2 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 3 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものとの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 4 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第 29 条第 1 項第 2 号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
- 5 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 9 条第 1 項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第 2 条第 3 項第 3 号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第 2 号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為
- 6 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 7 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るために市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なもの

建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

- 8 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 9 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 10 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 11 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社會的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの
- 12 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- 13 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）
- 14 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に 係る開発許可等の基準に関する条例

(抜粋)

(平成 21 年 3 月 27 日 鳥取県条例第 6 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 34 条第 11 号及び第 12 号並びに都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。以下「政令」という。）第 36 条第 1 項第 3 号への規定に基づき、開発許可及び法第 43 条第 1 項の許可（以下「開発許可等」という。）の基準について、法及び政令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街化不適当区域政令第 8 条第 1 項第 2 号口から二までに掲げる土地の区域をいう。
 - (2) 住宅建築禁止区域地区計画において住宅を建築してはならないこととされている区域、特別用途地区のうち市町村の条例により住宅を建築してはならないこととされている区域及び工業専用地域をいう。
 - (3) 大規模連たん区域直近にある建築物の敷地（建築物等が建設される土地、及びその周辺の土地（当該建築物等を使用し又は管理する者が、その効用を増加させるため、所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理するものに限る。）をいう。以下同じ。）から 50 メートル以内にその敷地の全部又は一部がある建築物が 50 以上連たんしている区域をいう。
 - (4) 自己用住宅建築主が自己の日常生活の用に供する住宅をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例による。

(市街化区域と一体的な地域)

第3条 法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）は、大規模連たん区域内の土地（市街化不適当区域内に所在するものを除く。）のうち、次に掲げる要件を備えたものの区域とする。

- (1) 市街化区域（住宅建築禁止区域を除く。）と市街化調整区域（住宅建築禁止区域を含む。）との境界から 1 キロメートル以内にその区域の全部又は一部がある町等（市町村の区域内の町又は大字（これらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の区域内に所在すること。
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路に接する土地であること。
- (3) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 12 項に規定する給水区域（同条第 2 項に規定する水道事業に係るものに限る。）内に所在すること。
- (4) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 14 条の

4 第 1 項に規定する生活排水処理施設（市町村が整備したものに限る。）により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域内に所在すること。

- 2 指定区域は、当該指定区域の所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて定め、告示するものとする。

(環境の保全上支障がある予定建築物等の用途)

第4条 法第 34 条第 11 号の条例で定める用途は、建築基準法別表第 2 (い) 項第 1 号又は第 2 号に掲げる建築物（地階を除く階数が 3 以下の自己用住宅に限る。）以外の用途とする。

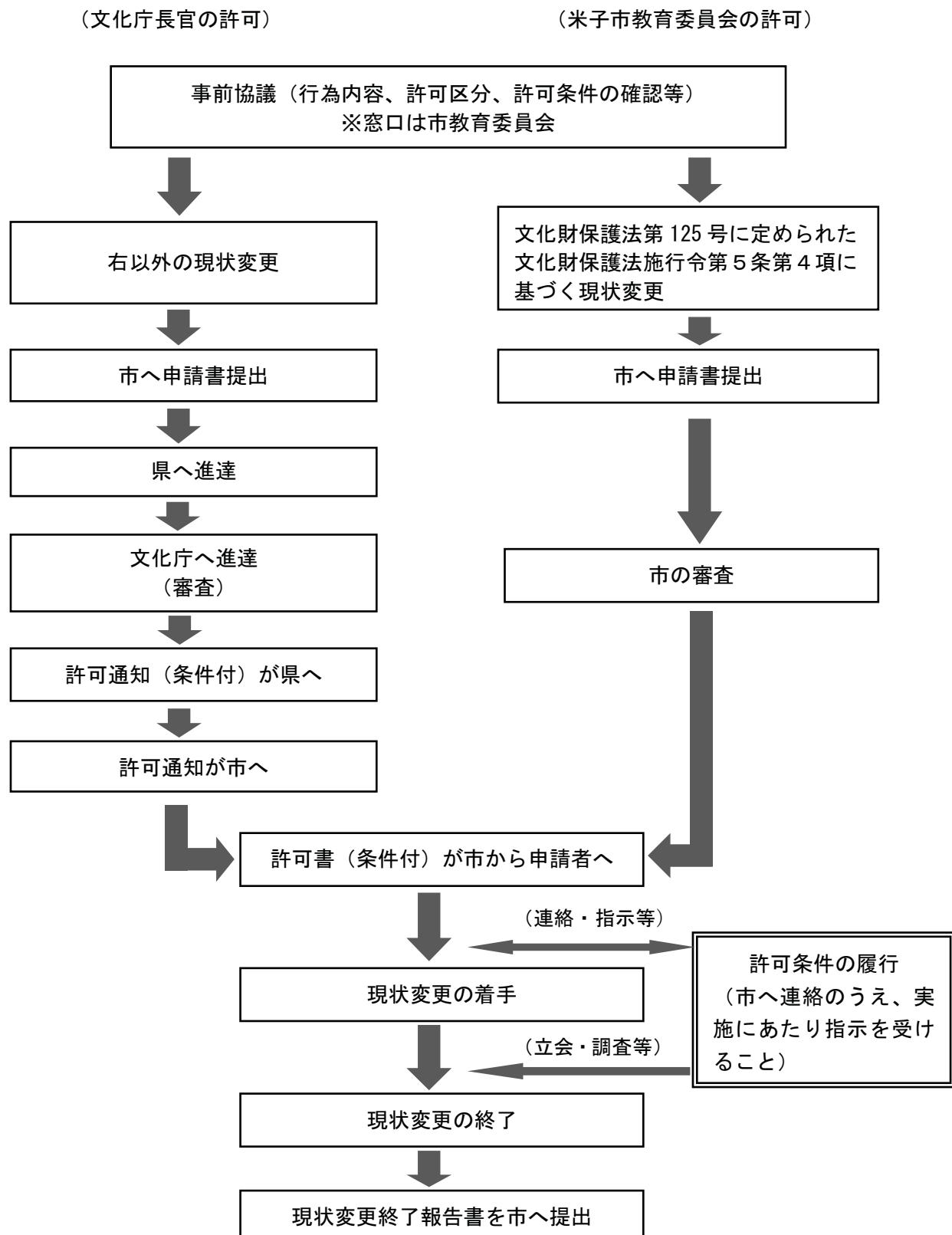
(市街化を促進しない開発行為等)

第5条 法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為及び政令第 36 条第 1 項第 3 号への条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設は、別表の左欄に掲げる目的に応じ、同表の中欄に掲げる区域（市街化不適当区域を除く。）において同表の右欄に掲げる用途に供するために行うものとする。

(適用除外)

第6条 この条例の規定は、特例市及び事務処理市町村の区域については、適用しない。

資料2 現状変更などに関する流れ



資料3 国庫補助要項

史跡等保存活用計画等策定費国庫補助要項

昭和 54 年 5 月 1 日
文化庁長官裁定
平成元年 5 月 29 日
平成 2 年 6 月 8 日
平成 3 年 5 月 9 日
平成 17 年 4 月 1 日
平成 19 年 4 月 1 日
平成 20 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日
改正

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項、第 2 項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の保存活用の万全を期するため、史跡等の保存活用計画を策定する事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等（以下「歴史の道」という。）とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体、史跡等の所有者又は法律第 113 条及び法律第 172 条の規定により史跡等の管理を行うべき者として指定された地方公共団体及びその他の法人とする。

3. 補助対象事業及びその内容

補助対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 史跡等保存活用計画策定事業

- ア. 補助対象となる事業は、地域を定めて指定した史跡等の保存活用計画策定の事業とする。
- イ. 補助事業の内容は、1 指定地域につき原則として 2 カ年継続事業とし、第 1 年次は、当該指定地域について航空写真実測又は地上実測によって、原則として 1000 分の 1 の縮尺の現況地図を作成し、第 2 年次は、その現況地図をもとに保存活用計画の策定を行うものとする。ただし、既に必要な現況地図が作成されている史跡等については、保存活用計画の策定のみを内容とする単年度事業とすることができるものとする。

(2) 歴史の道総合計画策定事業

- ア. 歴史の道を軸として、周辺文化財を取り込んだ整備活用計画の策定
- イ. 計画策定を行うために必要な調査

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる経費

- ア. 史跡等保存活用計画策定事業
 - (ア) 測量、図化経費
 - (イ) 保存活用計画策定経費
 - (ウ) 保存活用計画書印刷経費

イ. 歴史の道総合計画策定事業

- (ア) 調査経費
- (イ) 計画策定経費
- (ウ) 報告書作成経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の 2 分の 1 とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が兵庫県内に所在する者であっては、補助対象経費の 5 分の 4 とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値）が 1.00 を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)

4. 国庫補助要項

名 称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説 明
史 跡 等 保 存 活 用 計 画 等 策 定 事 業	<p>(1) 史跡等保存活用計画策定事業</p> <p>測量及び図化経費 保存活用計画策定経費 保存活用計画書印刷経費</p> <p>(2) 歴史の道総合計画策定事業</p> <p>調査経費 計画策定経費 報告書作成経費</p>	<p>図面(実測図等)作成費</p> <p>総合計画事業費</p>	<p>委託料 賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費</p> <p>賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料</p>	<p>実測費 ○○○ ○○○ 現地踏査補助員 ○○○員 専門委員謝金 ○○謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 手数料 会場借料 ○○雇上代 ○○借上代</p> <p>調査員賃金 ○○賃金 調査指導員謝金 ○○謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 ○○調査委託費 ○○委託費 会場借上料 ○○雇上料 ○○使用料 ○○借上料</p>	<p>航空地上実測図化費 連絡現地踏査旅費、調査旅費 専門委員旅費 フィルム、文具等 保存活用計画書印刷、打合資料 現地踏査自動車雇上 文献調査、講師謝金等 調査旅費 専門委員旅費 フィルム、文具等 調査カード、報告書印刷等 輸送料 遺構等調査、測量委託 調査用器具等借上 特に必要と認める場合</p>
その他の経費	<p>事務経費</p> <p>(1) 史跡等保存活用計画策定事業</p> <p>(2) 歴史の道総合計画策定事業</p>	事務費	<p>旅費 需用費 役務費 使用料及び損料</p>	<p>普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料</p>	<p>連絡旅費 指導監督旅費 文具等 資料コピー代 打合せ会場借料等</p>

資料4 米子城跡関係資料（抄）

1 米子城関係資料

（1）「湊山の眺望」

田中景瑩 1903『米子みやげ』所収（米子市史編さん事務局蔵）
 湊山の頂上（直立凡そ三百尺）旧城櫓址の上に正立して遙かに前面の湾内を望めば左方より海上に突出せる岬角は

正北にして雲州美保の関の地蔵鼻燈明台の在る所ろの海上遙に烟か雲かと見るは隠岐の国なる島後の大満寺山なり美保神社は事代主命と三保津比売命を祭れる神代鎮座の祠國幣中社なり湾の左岸斜めに

亥の方位に当り白砂青松の其間に村落の点々たるは即ち夜見ヶ浜（俗に弓ヶ浜）にして幅凡そ三十町長さ四里許古人之を大天橋と云ふ是を貫ける溝渠は觀音寺村より日野尻焼両川分岐して境港に至るこの地の灌漑は皆之れに因れり元禄年中池田氏の郡代米村所平の疎鑿に係れば米川と云ふ沙嘴の尽る所を境港とす境港は戸数千百三十余（県税を納る者）人口五千七百三十余船舶試験所あり税関あり警察署あり測候所あり明治三十一年特別輸出港となれり此の地元三百戸に足らざる一寒浦なりしに安政の頃にや時の郡代佐野増蔵藩主に建議して旧来の融通会所の規模を大にし倉庫を設け前船出入の途を開き（是より以前は北前船は多く隠岐の国にのみ入港せり）専ら物貨の輸出入を図りしより本港は頓に戸口を増し繁栄の地となり

丑の方位に当り美保の関と相対してこの湾を抱ける岬角は阿弥陀川尻にして福尾村と云ふ寅丘陵の麓湾の底に当る所を淀江町とす戸数七百四十（県税を納る者）人口三千八百五十余警察分署あり高等小学校ありその人家の後ろに小丘あり古昔福頼氏の拠りし城址なりと云ふ其の隣村宇田川村大字富繁村に古陵あり土人之をヒエ塚と云その何たる乎知るべからざるも一見陵墓たること顕然なり土人の無情なる年々に堀壞して区域を狭めつゝありて又之を調査するものもなし故ある上古の陵墓なること疑ふべくもあらず又同村大字福岡村に石馬あり二千年前のものにして日向国にありて今は宮内省に差上げたりと云ふものと同時代なる稀世のもの也と云ふ（後略）

淀江より少し右に当り近く見ゆる松林を日吉津の蚊屋島神社とす
 日吉津の西に巨流あり日野川と云ふ日野郡多里宿の奥なる新屋村の溪間より發し日野全郡の水西伯郡法勝寺川を併せて皆生富吉二村の間にて海に入る発源より此に至る十七里余幅員三町廿四間當国第一の川流なり

是の方位勝田町の右日野川の上に古松の孤立せるは觀音寺村の戸上山にして天文の頃（凡そ三百七十年前）には久代某の居城たり天正中（凡そ三百三十年前）吉川氏の将古曳長門守吉種在城せし所全山石の良材たるを以て年々採掘し殆ど全形を失へりその山下より尻焼川を隔てゝ右につづける松山は

安養寺の在る処今は福市村と云ふ寺は旧名山市場村に在りて
 元弘帝の皇女瓊子内親王の御草創會見山西月院安養寺と号す時宗なり内親王の御墓あり帝及び内親王の御遺物等あり（後略）

淀江の右方に聳ゆる同根の双峰あり低きを瓦山高きを高麗山と云ふその又右に小の字なりに葱々たるは鍋山にしてカンナビ山の転化せしなるへしと云ふ

鍋山の遥か後ろ大山の尾先と見ゆる土手の岸の如くなるは船上山元弘の昔の行在所のありし処昔は智積寺を本寺として六ヶ寺院有り名和長年公一族郎等百五十餘人其弟僧源盛が率ゆる大仙の

衆徒二十余人これに加はりて隱岐の判官等が数万の軍勢を打靡けし処今之を見れば煤印の旗幟
樹間に翩翻し矢叫びの声おぼろに聞ゆる心地してかしこくも歎慮の程をも名和公の御志の程をも
おのづから忍ばれてそぞろに涙の催すを覚へす（後略）

正東 船上山の右に当りその峯つゝきの如く見ゆる高峯を兜ヶ山と云ふ
大仙は兜ヶ山の右なる最高峯其右方に富士の宝永山の如くに一段を為して低きは日野郡の鳥
ヶ山なり大仙は出雲風土記（元明天皇和銅六年の作）にも大神岳とあり式にも大神山神社とあり
彼の現今尾高村なる大神山神社の丸山村の大神谷に鎮座ありし故にこの山を大神山と称えしなる
べし続日本後紀文德三代の両実録古事記伝などにも大山神と有ればその頃大山と称えしなるべし
大山神の草創は何れの時と定むべきにあらねど紀元前既に鎮座ありしに疑ひなし（後略）

米子の町外れ鉄道停車場の前きに見ゆる赭山の上松樹の森は美吉村の目久美神社俗に足尾神社
と云ふ社後に一亭あり登臨すれば遠近山水の眺四方の勝景頗る佳なり

辰 の方位に丸き禿山あり伯作の境なる三平山にして其の左方を踰れば白髪村に出右側を越れ
ば天王村共に作州烟草の名産を以て顯る其の右

己 の方に黒く箱根の二タ子山のやうに双峰の見ゆるは日野郡根雨宿の上なる大平山その右に
低きく横たはれるは根雨より二部に通する上方の旧道間地ダワなり谷間の見ゆるは即ち其道のある所

午 遠く蜿蜒続けるは西伯日野両郡の境なる連山なりその最高峰は鎌倉山の古城址とす近く巒
栗の殻の如くに禿山の頂に四五株の古松あるは天間の要害と称する城址なり其南に続けるは膳
棚山神代の遺跡天間の山本是なり赤猪石、於婆御前、清水等いつれも神代の遺跡としてその麓に
あり天間山の後ろに蔚鬱たるは八子の権現山なり

是の方位に当りて山中鹿介幸盛か尼子勝久を擁して籠りし新山の古城跡あれども近山に掩はれて見えず

未 群山の間より遙に富士の形したる遠山の高峰は日野郡の大倉山なるべし
申 頂上に幾千年を経たる梅木ありて此に登臨すれば八ヶ国を眺むべき伯雲の境なる船通山は
此の方位なるべけれども近くに連山重疊羊腸の如くなれば確かにそれと見へ別かず

此の方位より右に当り近く海湾の上に沿へる人家は雲州島田の村落なり孟宗の竹林緑々と見
ゆ其の上に古松の生ひ茂れるは清水山と云ふ（後略）

酉 連山の起伏せる低くみに雲か山か髣髴として見ゆるは雲石の境なる三瓶山なり
戌 一面に見ゆる水波を中海と云ひ錦海と称ふるは大根島以南とす湾上に高く聳ゆるを雲州の
嵩山と云ひ其右なるは枕木山伯の境港の向ひ地を森山といひその連綿尽る岬角は即ち美保の関な
り中海の中に浮めるは大根島古はタコ島と云其右に放れたるを江島といふそれより左方に砂嘴の
海上に突出たるは揖東鼻にして一葉の浮める如きは安来沖なる龜島なりその左の方波上に屹立せ
るをアイロ鼻といひ一点の孤島を松島といふその右方に在るは萱島俗に蒲鉾山といふ此に一亭あり

夏時は文人騒士の此に棹すものありて海上の望烟霞の景觀月の楽一層の興味あり萱島の右
方海岸に蒼く茂れる松山は吾が粟島山少彦名命を祭れる神社なり此に登れば雲際に聳ゆる大山

蜀江を綾なす錦海烟霧に陰顧する遠山漁舟白帆の波上に出没するあり白砂青松の相映するあり
薄暮孤燈の明滅する村落など収めて一眸の間にあり萱島と共に優勝の地とすその又右の方近く

白砂の上に露根高く蟠屈せる孤松あり天狗松と云ふ百年ばかりの昔は粟島山は全くの島にして華
表の下を白帆駆り天狗松の辺りまで波打ち寄せしと云ふ此の辺古は余戸の里と云しとかや

而して今佇立する所の地は抑も如何なる地ぞ即ち数百年の古松老樹の間に巍乎として聳へし高さ六十六尺余屋上に鰐の対立せるハッ棟作り五重の櫓ありて容易く登ることを許さざりしろの櫓址なり樓櫓壞崩の後は荊棘叢生して狐狸の棲所となり偶まこの絶景を賞せんとて登臨する人あるも座せんとするに所なく渴を医せんとするも一碗の水求るに由なし茲に原弘業氏はこの山下に住みて養牛の糧を獲んとて日々こゝに生草を刈る毎に此の勝景を賞するに就ても当地方に公園の設けなきを慨嘆しその端緒として此の草莢を刈り清め一亭を設けて登臨者の便に供せんと欲し地主坂口氏に謀りしにその讃成を得たれば自ら奮て之に着手し坂路の至難を修繕し此の地を清めて弘樂園と称し一亭を仕づらひ富士見亭と名付けて開業したるは明治三十五年四月三日の事なり

飯田 年平

湊山まつよりおろす夕かせのすへあらわるゝおきつ白浪

(2) 城山下の運動場 三月末に開場式

『因伯時報』大正12年(1923)所収 2月28日付

既報、米子町城山下監獄跡の地を持主後藤快五郎氏及息仙三氏が運動場として貸与すべく愈地均し工事に着手したが、来月中旬に終了し野球場庭球場が真先に出来是が開場式には野球試合を米子実業団対青年団に依って行ふ予定なれば、頃は良しチームは良し頗る人気をひいて居る。之に引かへ郡公設運動場の候補地勝田町裏は地主に払下反対の者ありてはかばかしく行かぬらしき風評あるが、一方皆生よりは設置の運動し居れば皆生方面に変わるかも知れぬと。

(3) 「湊山公園」

『米子自治史』1939所収 米子市役所蔵

久米城址たる湊山を中心として左右に控へたる飯山及丸山一帯の地域、七万八千六百坪を包有し山容端麓にして眺望の雄大絶美なること、外客誘致に充分の魅力を有し之れに自動車道、徒歩道各二線づつを設け回遊登攀に便せしめる。

(中略)

湊山は昭和八年十二月二十日坂口清太郎から三万三千九百八十六坪を寄付し、明治十五六年頃迄は五重ハッ棟作り總高六丈六尺九寸の天守閣が蒼穹を衝いて聳え立って居たが、其の後取殿はされて今は巖が根固く築き上げられた残壠のみ興亡三百余年の跡を物語っているが、天守の跡には明治三十五年雑草を除いて弘樂園と号し一亭を設け、休憩所をつくり、又天氣予報の警標柱が建設されて大正十三年全山を禁獵区に指定、本丸及内膳丸に対しては昭和十年十一月二日から着手して登山路の改修を行ひ、内膳丸登山道路は延長三百二十米の内百十米を幅四米に、二百十米を同じく一米五に拡張。

(中略)

本丸は城塁石垣に繁茂する雑木蔓類を整理し間伐を行ひ、天守閣跡にベンチをつくり、又大師堂九十五箇所の内公園施設上の支障となる四十五堂を深浦方面及西方山腹に移転せしめ、総経費一千六十二円を要し十一年度本丸、内膳丸及正面道路、堀端、三ノ丸等に吉野桜二百二十八本を栽植。

(後略)

(4) 錦海八景

中海は出雲風土記等では「意宇の海」とよばれていた。意宇の郡とその頃言われていた範囲は、出雲の東部で、今の安来市から松江市の東部までの広い郡で、平安時代には能義と意宇の2郡に分かれた。万葉集卷3(371)に門部王(出保河の念(おも)ほゆらくに)とあり、また、卷4(536)に「飲宇の海の潮干の潟の片念(かたもい)に思いや行かむ道の長手を」の一首も載せている。昔の中海はその南岸部ははるかに海がひろく、また弓浜半島も形成されていなかったが、島根半島によって北の外海とへだてられた海であり、魚介類の宝庫であると共に、自然人のなごやかな心を育てる環境であった。米子人は美しい夕陽をたたえて「錦の海」と称えた。近世期にも多くの人々によって中海は詩歌の好題材となつた。また、近江八景などにならつた「八景」も選定された。

「米子市史」によると、福島林仙(文政の頃、米子の藩医)が選んだ「米子八景」があり、それに漢詩を付けていたが、別に米子荒尾氏分家の荒尾成韶が、それに和した和歌を詠んでいる。

はたがさき 機崎暮雪	たちよらんかげだに波のはたが崎はらひかねたる雪のゆふくれ
栗島秋月	うき雲をはらひし風をあは島のしまにのこして月ぞすみける
雲浦漁火	見せばやなたえだえかかる秋霧のひまよりもるるあまのいさり火
安来帰帆	こともなくもなくやすぎに漕帰るあまの小舟をおくるゆうかぜ
河口夜燈	かわぐちのともしの光夜ふけてたえだえうつる水のしらなみ
湊山夕照	さびしさはその色にさへ湊山みねにいり日のかけのかがよふ
深浦落雁	あき霧のゆうべはいとど深浦に夢のみおつる雁のひとつら
清洞晚鐘	きけかしとおもはでしもやうちぬらんもの思ふころのいりあひの鐘

その他、糀町の医師泰太順の「伯耆八景」は米子城夜雨・大山暮雪・栗島晴嵐・簸川落雁・感應晚鐘・弓浜秋月・河口帰帆・錦浦夕照であり、近藤常徳の「内海八景」は、大山暮雪・川口帰帆・旗崎遊鶴・清洞秋月・湊山緑松・芽島秋景・栗島眺望・荒神晴嵐であった。

米子湾の海は「錦浦」「錦海」といわれるようになったが、泰太順は「錦浦夕照」で「いまだ見ず桜桃の海をめぐりて多きを、誰か錦浦と号す意は如何、日斜にして影はうかぶ清湾のうち、激灘の金波綠風にまじる」と詠んで、美しい夕日の海をたたえている。このように錦海は多くの人々に心の安らぎを与え、明治以後も例えば、萱島に憩いの場を求め、料亭「萱島院」を経営する人々の集まりが出来たり、城山の上からの夕照と満月を楽しむ茶亭の「富士見亭」が設けられたりした。大正初めころ、「米子八景」をもとにして「錦海八景」が選定された。

昭和14年(1939)3月に刊行された『米子自治史』には錦海について以下のように記されている。

錦海は内海の雅称で又白雲江とも呼ばれ、運河一条松江の碧雲湖に通じ一水又境港に趁き周回十二里、水を隔て、安来、揖屋、清水の山領、栗島、日子島、神島、奥島等一望に攢り夕陽明波に錦を展べて此の名あり、米子港及深浦港はその一辺を占めて秋風一たび江を渡れば錦海名物の鯨魚に縄を垂れるもの数を知らず半日の清遊に適し、錦海八景は近江のそれに遜色なく新施設としては住吉海岸に海水浴場並に納涼設備を施し、貸しボートを以て萱島と共に大衆的な夏季行楽地たらしめやうとするもので経費概算七千円を計上し二期間に完成の予定である。

錦海八景：栗島の秋月、旗ヶ崎の夜雨、錦海灘橋、向潟の暮雲、感應の晩鐘、深浦の帰帆、陰田の落雁、吉佐の晴嵐



栗島の秋月



旗ヶ崎の夜雨



灘町の夕映え



向潟の暮雲



感応の晩鐘



深浦の帰帆



陰田の落雁



吉佐の晴嵐

錦海八景（大正初め頃）
『米子市史』第13巻資料編写真

2 米子城絵図一覧（鳥取藩政資料目録より）

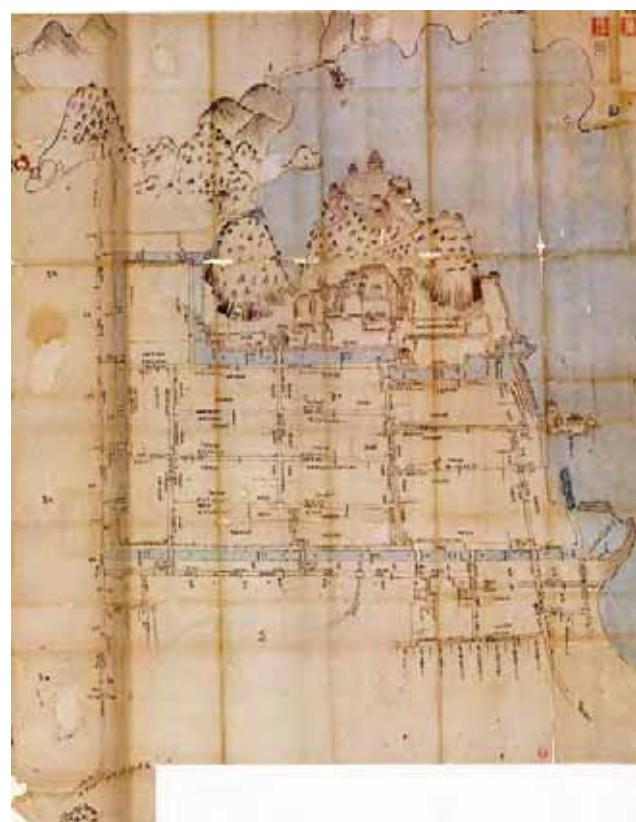
No.	名 称	製作年		分類(※1)	資料頁 (※2)	市史No. (※3)	所蔵者	備 考
1	米子城石垣御修復願 絵図	寛文 7 年 6 月 2 日	1667	修復願控図 I A	3P	23	鳥取県立博物館	県博登録No.998
2	米子城下古絵図	江戸前期 元禄 3 年以前	1690 以 前	II A	—		米子市立図書館	
3	米子城修復願	元禄 3 年 3 月 11 日	1690	修復願控図 I A	4P	24	鳥取県立博物館	県博登録No.1001 寛文図に類似
4	米子城破損修理願下図	元禄 15 年 4 月	1702	修復願下図 I B		25	鳥取県立博物館	県博登録No.1003
5	米子城修理願絵図	元禄 15 年 9 月	1702	修復願控図 I A	—	26	鳥取県立博物館	県博登録No.1002
6	伯耆国米子平図	宝永 6 年 4 月 9 日	1709	II B	5P	17	鳥取県立博物館	県博登録No.993
7	米子御城下不残夫々間 数絵図	江戸中期 (宝永 7 年以 降)	1710 以 降	II A	15P	20	鳥取県立博物館	県博登録No.995
8	米子城修復願図	享保 2 年 10 月 27 日	1717	修復願控図 I A	16	27	鳥取県立博物館	県博登録No.1005
9	湊山金城米子新府	享保 5 年 10 月	1720	II B	6P	—	鳥取県立博物館	県博登録No.999 No.993 に類似
10	米子御城明細図	元文 4 年	1739	I B	18P	28	鳥取県立博物館	県博登録No.1013 平面配置図
11	米子御城之図	明和 2 年	1765	修復願下図 I A	—	29	鳥取県立博物館	県博登録No.1007
12	米子御城下図	明和 6 年頃	1769 頃	II B	14P	19	鳥取県立博物館	県博登録No.994
13	伯耆国米子城絵図	天明 2 年 9 月 23 日	1782	修復願下図 I A	7P	30	鳥取県立博物館	県博登録No.1019 寛文図に類似 藩主花押切取
14	伯耆国米子城絵図	寛政 5 年 1 月 28 日	1793	I A	—	31	鳥取県立博物館	県博登録No.1017 藩主花押切取
15	伯耆国米子城崩所覚	寛政 6 年	1794	I A	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1018 文書 2 枚含
16	米子之図	江戸後期 (寛政 以降)	1789～ 1801 以 降	II B	8P	21	鳥取県立博物館	県博登録No.996 資料集：「米子御城 下絵図」
17	米子新府米子金湯	不明 (江戸前期 か?)	—	I A	9P	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1000
18	伯州米子之図	江戸中期		II B	10P	—	鳥取県立博物館	県博登録No.997
19	米子城石垣破損所絵図	文政 8 年	1825	IV	—	39	鳥取県立博物館	県博登録No.1020
20	米子城御天守東北側破 損絵図	弘化 2 年 9 月 30 日	1845	IV	22P	40	鳥取県立博物館	県博登録No.1031 天守側面図
21	米子御城門正面之御絵 図面	弘化 4 年 9 月 (袋 書)	1847	I B	12P	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1030
22	米子御城破損ヶ所絵図	弘化 4 年 6 月	1847	修復願下図 I B	—	32	鳥取県立博物館	県博登録No.1028
23	米子城四重御櫓式拾分 一之図	弘化 4 年	1847	IV	23P	41	鳥取県立博物館	県博登録No.1032 四重櫓側面図
24	米子城四重御櫓初重二 重地差図	弘化 4 年	1847	IV	24P	41—2	鳥取県立博物館	県博登録No.1033 四重櫓初重二重柱 位置平図
25	米子城四重御櫓三重地 差図	弘化 4 年	1847	IV	—	41—3	鳥取県立博物館	県博登録No.1034 四重櫓三重柱位置 平図
26	米子城四重御櫓四重地 差図	弘化 4 年	1847	IV	—	41—4	鳥取県立博物館	県博登録No.1035 四重櫓四重柱位置 平図
27	米子城四重御櫓式拾分 一之図	弘化 4 年	1847	IV	—	41—5	鳥取県立博物館	県博登録No.1036 四重櫓側面図
28	米子城四重御櫓三方石 垣破損図	弘化 4 年	1847	IV	—	42	鳥取県立博物館	県博登録No.1037-2 四重櫓石垣側面破 損個所図
29	米子城四重御櫓北側石 垣破損図	弘化 4 年	1847	IV	—	42—2	鳥取県立博物館	県博登録No.1037-1 四重櫓石垣側面破 損個所図
30	米子城四重御櫓東北側 石垣破損図	弘化 4 年	1847	IV	—	42—3	鳥取県立博物館	県博登録No.1037-3 四重櫓石垣側面破 損個所図

No.	名 称	製作年		分類(※1)	資料頁 (※2)	市史No. (※3)	所蔵者	備 考
31	米子城四重御櫓東南側石垣破損絵図	弘化 4 年	1847	IV	—	42—4	鳥取県立博物館	県博登録No.1037-4 四重櫓石垣側面破損個所図
32	米子御城絵図	弘化 4 年か	1847?	IV	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1029 本丸裏御門・鈴門下石垣・鈴門土台下石垣絵図 3 枚 1028と共に袋入
33	伯耆国米子城絵図	嘉永元年 4 月	1848	修復願控図 I A	20P	33	鳥取県立博物館	県博登録No.1042
34	米子御城絵図	嘉永 5 年 9 月	1852	修復願下図 I A	—	34	鳥取県立博物館	県博登録No.1041
35	米子御城絵図	安政 2 年 9 月	1855	修復願控図 I A	—	35	鳥取県立博物館	7 枚仮綴(内絵図 5 枚)
36	伯耆国米子御城崩所覧	安政 2 年	1855	修復願 IV	—	43	鳥取県立博物館	県博登録No.1026
37	米子御城絵図	安政 2 年か	1855?	修復願下図 I A	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1009
38	伯耆国米子城絵図	文久 2 年 3 月	1862	修復願控図 I A	21P	36	鳥取県立博物館	県博登録No.1040
39	伯耆国米子城絵図	文久 3 年 8 月	1863	修復願図 I A	—	37	鳥取県立博物館	県博登録No.1038 鈴門焼失後修復願(懸紙有)
40	伯耆国米子城絵図	文久 3 年 8 月	1863	修復願図 I A	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1039 鈴門焼失後修復願(懸紙無)
41	米子領地面全絵図	江戸末期	—	II B	—	22	米子市立山陰歴史館	平面配置図
42	米子御城平面図	江戸末期	—	I B	—	44	米子市立山陰歴史館	平面配置図
43	米子御城絵図	江戸末期か	—	I B	13P	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1006 平面配置図
44	米子御城絵図	不明	—	I B	17P	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1011 平面配置図・張紙多
45	米子城裏絵図	不明	—	IV	—	38	鳥取県立博物館	県博登録No.1004
46	米子城二ノ丸御殿絵図	不明	—	IV	25P	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1043 二ノ丸御殿間取り図
47	米子城二ノ丸御殿絵図	不明	—	IV	26P	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1044 二ノ丸御殿間取り図
48	米子御城御次ヨリ御居間向略図	不明	—	IV	27P	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1045 二ノ丸御殿間取り図
49	米子御城絵図	不明	—	I	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1008 修復願図系統
50	米子城破損所下絵図	不明	—	修復願下図 I	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1010 修復願図系統
51	米子御城絵図	不明	—	I	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1012 修復願図系統
52	米子城之図	不明	—	I	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1014 修復願図系統
53	米子城絵図	不明	—	I	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1015 修復願図系統
54	米子御城内惣御絵図 面	不明	—	I	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1016 修復願図系統
55	伯耆国米子城絵図	不明	—	修復願下図 I	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1023 修復願図系統
56	伯耆国米子城崩所絵図	不明	—	修復願下図 I	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1027 修復願図系統
57	米子御城全図	不明	—	I	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1024 平面配置図(貼紙有)
58	米子城内膳丸之石垣崩絵図	不明	—	IV	—	—	鳥取県立博物館	県博登録No.1022 内膳丸部分絵図

(※1) 分類記号 I : 城絵図 (I A : 堀鍵形表記、 I B : 堀船溜り表記) II : 城下町絵図 III : 領内絵図
IV : 部分絵図 (石垣、天守、御殿等)

(※2) 山陰歴史館 1990 米子城資料第1集『米子城絵図面』掲載頁

(※3) 米子市 2000 『新修米子市史』第12巻 資料編 地図・絵図編掲載No.



NO. 2 米子城下古絵図 【江戸前期】



NO. 3 米子城修復願 【元禄 3 年(1690)3 月 11 日】



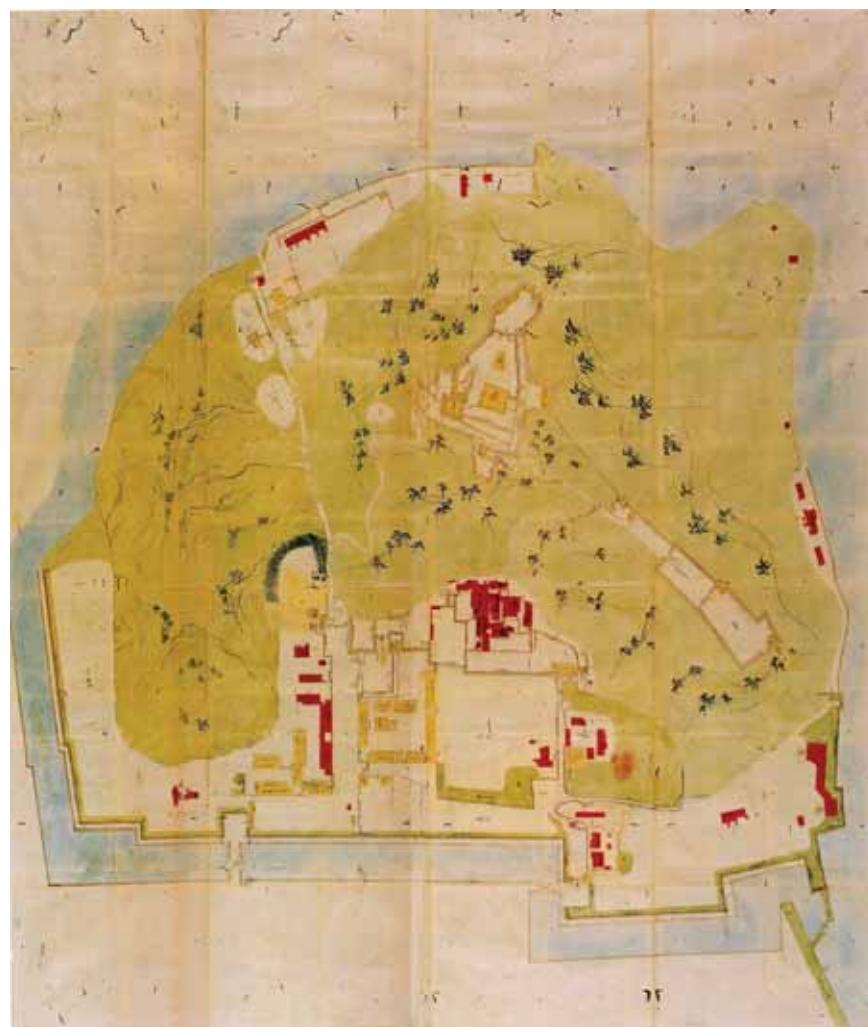
NO. 10 米子御城明細図 【元文 4 年(1739)】



NO. 34 米子御城絵図 【嘉永 5 年(1852)9 月】



NO. 41 米子領地面全絵図 【江戸末期】



NO. 42 米子御城平面図 【江戸末期】

3 絵画資料

近世期の米子城を描いた資料としては、写生画派、片山楊谷の大山眺望絵図がある。

片山楊谷(1760～1801)は、鳥取藩の絵師で、名を貞雄、通称を宗馬、楊谷あるいは画禪窟と号した。宝暦 10 年(1760)に長崎の医師洞雄敬の子として生まれた。画技を好み、諸国巡歴の後、17 歳の時鳥取の興禅寺に寓した。寛政 5 年(1793)、茶道をもって鳥取藩に仕える片山家の養子となり、片山姓を称した。

楊谷は大山眺望絵図を何点か描いており、そのうちの一つに「中海から大山眺望絵図」がある。絵図中央下部には「此所ニテ写、清洞寺ヨリ十丁余海上」との文言が書き入れられており、清洞寺岩から 1.1 km ほどの沖合から中海越しに中央に大山、右側に米子城が描かれている。郭内には「御天主」、「遠見」、「内膳丸」、「エンシャウクラ」、「御番所」等の記述がある。

この絵図の描かれた年代は寛政 9 年(1797)と推定されている。当時の景観を知るうえで貴重な資料である。



片山楊谷画「中海からの大山眺望」(米子市立山陰歴史館蔵)

このほか、伯耆国に関する近世最大の地誌といわれる『伯耆誌』挿絵図にも、米子城を描いたものが残存している。幕末、文久年間以降に景山^{しそく}により編集され始め、藩校国学局の編さん事業として行われた『伯耆誌』については、未知の部分が多いといわれている。また、挿絵図についての研究も未開拓で不明の部分が多いが、現存する挿絵図は古城絵図が半数を占めている。

挿入されている米子城絵図は「自内海望大山」、「米子城」の 2 点である。前者は清洞寺岩と加茂川を正面に、大山を背景にした俯瞰図で、幕末の画家により好んで描かれた構図である。これは前述の片山楊谷の絵画にも共通する。後者は、幕末の米子城を描いたもので、湊山頂に天守四重櫓、麓には二ノ丸、三の丸の建物群が遠望される。

4 米子城跡出土文字資料

調査次数	出土地	種別	積 文		法量 (c m)			備考
			表	裏	長さ	幅	厚さ	
第6次	S K02	木簡	日ノ谷川村新兵衛	日ノ谷川 村新兵衛	8.9	1.9	0.5	日ノ谷川村は旧溝口町 谷川
	遺構外	木簡	村多吉		(14.0)	2.3	0.7	
	遺構外	木簡	大福鬼		14.4	3.5	0.8	まじない札か?
第7次	S K33	木簡	見隋院様香物源六	もろげえ び	20.4	2.7	0.2	
	S K33	木簡	見隋院様香物源六	千いか 一つ	20.4	3.4	0.3	
	S K33	木簡	見隋院様香物源六	鯛三つ	20.0	2.2	0.2	
	S K33	木簡	見隋院様かう物源 六	□□□□	14.1	2.3	0.3	
第8次	第8層	木簡	小原平右衛門様 松崎八郎エ門	鱈二つ	20.1	2.8	0.3	小原平右衛門は慶安2 年の分限帳 に記載あり (『米子城 資料第2集』)
	第8層	木簡	佐々木勘兵衛様	□□□ 川平兵衛	14.4	2.2	0.3	
	第8層	木簡	小原右衛門様 池 田孫之進	塩小鯛三 十 池田 孫之進	16.5	2.1	0.2	
	第8層	木簡	鳩五つ 奥村萬衛 門		17.2	2.4	0.4	
	第8層	木簡	荒儀太夫殿	ろふと三	23.8	2.5	0.3	荒儀太夫は荒尾儀太夫
	第8層	木簡	三五夜中新月		18.0	3.1	0.4	
	第8層	木簡	十二月十八日 上□□様行事 九 右衛門		25.2	2.5	0.3	
	第8層	木簡	□□	□□□□ □	15.3	2.1	0.5	
	第8層	木簡	□		(14.4)	2.8	0.4	
	S D04	木簡	□淬□□□		16.5	3.0	0.4	
	第8層	木簡	四斗六升五合		16.4	2.4	0.2	
	第4層	木簡	四斗六升 くろ 小	十月□□ □上五升 八合	(11.7)	2.9	0.3	
	第5層	木簡	・・・・□□□□		(11.7)	2.9	0.4	
	第8層	木簡	新山村又・・・・		(11.4)	2.2	0.2	
	第8層	木簡			20.5	2.5	0.3	
	第8層	木簡	儀右エ門様 □くれ □□	か□□□ □□	(17.4)	3.1	0.4	
	第8層	木簡	・・・・□□□□		(11.7)	1.7	0.3	
	第8層	木簡	□		(14.6)	2.2	0.3	
	第4層	木簡	・・・・□左衛門様 西野三右エ門		(15.8)	2.0	0.3	
	第8層	木簡	安右衛門		(11.3)	2.7	0.7	元禄2年の伊木安衛門 か? (『鳥取藩史2巻』)

調査次数	出土地	種別	積文		法量 (cm)			備考
			表	裏	長さ	幅	厚さ	
第8次	第8層	木簡	平右衛門様		13.5	1.9	0.8	
	第8層	木札	寛政三年 御口堀口口土砂 船免札 □□限	伊丹重左衛門 伊木口口	14.3	9.9	1.2	
		下駄	い八		14.7	7.8	4.1	
第21次	S K 49	木簡	伊木小次郎様・・・・		22.0	2.9	0.3	
	S K 49	木簡	伊木元衛門様 三口	かれい七枚	(13.0)	2.6	0.3	
	S K 49	木簡			(12.2)	2.4	0.2	
	S K 49	木簡	伊・・・・		15.4	2.9	0.3	
	S K 49	木簡	所左衛門様 光然院		(23.6)	2.2	0.2	寛文5年馬扶持人の伊木所左衛門の記載あり(『鳥取藩史2巻』)
	S K 49	桶の側板か?	野浪長左衛門様・・六・・・	上表式拾枚	23.1	4.6	0.8	
	S K 49	木簡			15.4	2.7	0.3	
	S K 49		分銅形をした中に「国仙野」と角印		6.0	3.4	0.2	焼印、分銅形は両替商を示す
	S K 49		分銅形をした中に「国仙野」と角印		6.2	(1.2)	0.2	焼印、分銅形は両替商を示す
	S K 49		分銅形をした中に「国仙野」と角印		6.4	(1.2)	0.3	焼印、分銅形は両替商を示す
	S K 49	木簡			8.2	(1.6)	0.3	
	S K 49	木簡			(5.0)	(1.0)	0.3	
第25次	遺構外	桶の蓋板 or 底板	請合 林口		直径 13.9		0.7	
	S E 04	木簡	麦	なめ	11.3	5.3	1.0	
	S D 14	木簡	戸田様 木村	大口壹本	20.5	3.0	0.6	調査地は、戸田の屋敷と推定
第29次		木簡	ゑび屋喜太夫	吉久	14.9	5.0	1.0	

5 米子城関係文献一覧

(1) ガイドマップ、米子城説明書、資料など

(米子市立山陰歴史館扱)

- ①米子城資料第1集「米子城絵図面」
- ②米子城資料第2集「荒尾成文家家譜」
- ③米子城資料第3集「荒尾駒喜代元家来米子詰家系書上」
- ④山陰歴史館要覧
- ⑤山陰歴史館紀要第2集「米府鬼話」
- ⑥山陰歴史館ブックレット1「米子歴代城主」
- ⑦山陰歴史館ブックレット2「米子城にまつわる民話」
- ⑧山陰歴史館ブックレット3「米子城の家臣団」
- ⑨山陰歴史館ブックレット4「米子の城下町と生活」
- ⑩山陰歴史館ブックレット5「錦公園と米子城の歴史」
- ⑪山陰歴史館ブックレット6「米子城山の植物について」
- ⑫山陰歴史館ブックレット7「米子城主加藤貞泰とその家臣団」I
- ⑬山陰歴史館ブックレット8「米子城主加藤貞泰とその家臣団」II
- ⑭米子市文化財地図
- ⑮因幡二十士展
- ⑯「米子のふるさと散歩」米子錦ライオンズクラブ
- ⑰「よなごの宝八十八」
- ⑱「戦国動乱期の伯耆」
- ⑲「もっと知りたい米子城 Vol. 4」
- ⑳「因幡国・伯耆国のサムライたち」

(一般書物)

- 松田亀三郎編 1923『山陰線米子皆生温泉案内：並国立公園候補史蹟名勝誌』 今井書店
米子町役場 1924「湊山公園整備」『米子案内』
米子町役場 1928「湊山公園・城山」
「米子商工案内」1934 米子商工会議所
大阪朝日新聞通信部編 1937「名城ものがたり」 朝日新聞社（大阪朝日新聞社）
城戸久 1950「伯耆米子城天守と四重櫓の建築」 名古屋工業大学学報
佐藤徳堯 1956「山陰の民話」第1集
栗山浩介（大久保弘） 1957「因伯剣豪太平記」 上巻
信太澄夫 1958『鳥取縣 古城物語』日本海新聞社
西澤楯雄 1962「松江城とその周辺」 西澤弘文堂
影山光洋 1966『古城にうたう』読売新聞社
日本古城友の会編 1967『城と陣屋 1~20』日本古城友の会
大類伸 1967『日本城郭全集⑪』 株式会社人物往来社
野坂寛治 1969「城山周辺」『米子界隈』 「米子界隈」刊行会

- 上野谷太郎 1973 『古城の譜 中国地方（上）』 たくみ出版
- 佐々木一雄編 1973 『中村記』 稲葉書房
- 佐藤徳堯 1974 『夏祭河畔亭』 今井書店
- 鳥取県立米子図書館編 1980 『郷土史跡めぐり（西伯耆編）』 今井書店
- 松尾陽吉編 1980 『郷土史事典 鳥取県』 昌平社出版株式会社
- 松尾陽吉編 1981 『ふるさとの思い出写真集 明治大正昭和米子』 図書刊行会
- 櫻範之編 1985 『米子の歴史と人物』 立花書院
- 内藤正中 1983 『山陰の城下町』 山陰中央新報社
- 佐々木謙 1985 『伯耆米子城』 立花書院
- 堀内末男 1988 『写真紀行 日本の城（山陽道・山陰道）』 株式会社集英社
- 小松和博 1989 「山陰の城」『探訪ブックス 日本の城 6』 株式会社小学館
- 坪井清足他監修 1992 『復元大系日本の城 6 中国』 株式会社ぎょうせい
- 毎日新聞社編 1996 『きらめく西国の城館中国』 每日新聞社
- 中村忠文 1997 『鳥取藩の事件帖』 富士書店
- 中林保 1997 『因幡・伯耆の町と街道』 米子の城下町・陣屋町 富士書店
- 千田詠博 1998 『空からみた日本の城』 西日本編 株式会社往来社
- 小林道雄 1998 『白い紫陽花』（禪僧になった悲劇の「元伯州・米子城」城主の弟「荒尾成慶」）
日本図書刊行会
- 『週刊日本の街道 24』 山陰道 2 2002 講談社
- 今泉弘勝 2003 『城郭みどころ辞典』 西国編 東京堂出版
- 立花書院編 2003 「米子城の妖怪」『中海の民話』 立花書院
- 立花書院編 2003 「米子城の怪談」『中海の民話』 立花書院
- 立花書院編 2003 「米子の藤内狐」『中海の民話』 立花書院
- 「よみがえる日本の城 6 萩城・松江城・鳥取城・津和野城・米子城・勝山御殿」
『歴史郡像シリーズ』 2004 学習研究社
- 杉本良巳監修 2005 『米子・境港・西伯・日野今昔写真帖：保存版』 郷土出版社
- 三浦正幸 2006 『決定版図説江戸三百藩「城と陣屋総覧」西国編』 株式会社学習研究社
- 杉本良巳監修 2008 『決定版 米子・境港・西伯・日野ふるさと大百科』 郷土出版社
- 廣澤虔一郎 2012 『米子城物語：中村伯耆守一忠の生涯 -』 今井出版
- 錦織勤 2013 『鳥取県史ブックレット 12 古代中世の因伯の交通』 鳥取県
- 『週刊日本の城 23』 2013 デアゴスティーニ・ジャパン
- 光成準治編 2016 『シリーズ・織豊大名の研究第4巻 吉川広家』 戒光祥出出版株式会社
- 米子市 1996～2010 『新修米子市史』 第1～15巻
- 米子市 1959 『米子市三十周年史』
- 米子市 1968 『米子市四十周年史』
- 米子市 1978 『米子市五十周年史』
- 米子市 1988 『米子市六十周年史』
- 米子市 1998 『米子市七十周年史』

(2) 調査報告書等

- ① 米子市教育委員会『久米第1遺跡』1989
- ② 米子市教育文化事業団『米子城跡I』1993
- ③ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 1993
- ④ 米子市教育文化事業団『米子城跡2』1994
- ⑤ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 1994
- ⑥ 米子市教育文化事業団『米子城跡III』 1995
- ⑦ 米子市教育文化事業団『米子城跡4』1995
- ⑧ 米子市教育文化事業団『米子城跡5』1995
- ⑨ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 1995
- ⑩ 鳥取県教育文化財団『米子城跡6遺跡』1996
- ⑪ 米子市教育文化事業団『米子城跡7遺跡』1996
- ⑫ 米子市教育文化事業団『米子城跡8遺跡』1996
- ⑬ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 1996
- ⑭ 米子市教育文化事業団『米子城跡9遺跡』1997
- ⑮ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 1997
- ⑯ 鳥取県教育文化財団『米子城跡21遺跡』1998
- ⑰ 鳥取県教育文化財団『米子城跡22遺跡』1998
- ⑱ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 1998
- ⑲ 米子市教育文化事業団『米子城跡第25次調査』1999
- ⑳ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 1999
- ㉑ 米子市教育文化事業団『米子城跡第27次調査』2000
- ㉒ 米子市教育文化事業団『米子城跡第29次調査』2000
- ㉓ 米子市教育文化事業団『米子城跡第33次調査・36次調査』2002
- ㉔ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 2002
- ㉕ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 2002
- ㉖ 米子市教育文化事業団『米子城跡第38次調査』2003
- ㉗ 米子市教育委員会 『平成12・13年度 米子市内遺跡発掘調査報告書』
- ㉘ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 2004
- ㉙ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 2008
- ㉚ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 2009
- ㉛ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 2010
- ㉜ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 2011
- ㉝ 米子市教育委員会 『平成22・23年度 米子市内遺跡発掘調査報告書』 2013
- ㉞ 米子市教育委員会 『米子市内遺跡発掘調査報告書』 2014

(3) 絵葉書



森山商店発行『米子名所』より転載

6 博物館等

米子市立山陰歴史館 米子市中町 20 番地 (tel. 0859-22-7161 fax. 0859-22-7160)

米子市埋蔵文化財センター 米子市福市 281 (tel fax. 0859-26-0455)

米子市福市考古資料館 米子市福市 461-20 (tel fax. 0859-26-3784)

資料5 米子市指定文化財一覧（平成29年(2017)3月4日現在）

1 国指定文化財(11件)

No.	種類	名称	内容	指定年月日
1	重要文化財	短刀銘備州長船住兼光附金熨斗付合口拵	工芸品	T1.9.3
2	史跡	向山古墳群	古墳	S7.7.23 H11.7.13
3	重要文化財	石馬	考古資料	S34.12.18
4	史跡	福市遺跡	集落跡・古墳	S45.10.17
5	重要文化財	後藤家住宅 主屋・一番蔵・二番蔵	建造物	S49.2.5 H5.8.17 H8.7.9
6	史跡	青木遺跡	集落跡・古墳	S53.3.22
7	史跡	鳥取藩台場跡	政治に関する遺跡	S63.7.27
8	史跡	上淀廃寺跡	社寺跡	H8.3.29
9	史跡	妻木晚田遺跡	集落跡	H11.12.8
10	名勝	深田氏庭園	庭園	H12.12.20
11	史跡	米子城跡	城跡	H18.1.26

2 県指定文化財(15件)

No.	種類	名称	内容	指定年月日
1	保護文化財	木造十一面觀音坐像	彫刻	S28.8.8
2	保護文化財	鉄茶釜	美術工芸品	S32.2.6
3	保護文化財	高田家住宅附家相図一枚	建造物	S49.3.29
4	無形民俗文化財	米子盆踊り	芸能	S49.10.18
5	無形文化財	弓浜絆	工芸技術	S53.12.12
6	天然記念物	粟嶋神社社叢	植物	S57.4.9
7	保護文化財	刀無銘伝吉伯耆物 附銀造糸巻太刀拵	美術工芸品	S62.12.25
8	保護文化財	絵画土器（角田遺跡出土）	考古資料	H16.2.3
9	名勝	心光寺庭園	庭園	H17.11.29
10	保護文化財	上淀廃寺跡出土壁画・塑像附瓦・土器類	考古資料	H21.9.29
11	保護文化財	井手挾3号墳出土埴輪一括	考古資料	H22.9.17
12	保護文化財	旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道車両	歴史資料	H23.3.22
13	保護文化財	相見家文書	古文書	H24.2.24
14	有形文化財	瑞仙寺文書	古文書	H27.9.11
15	無形文化財	革工芸（保持者）	革工芸	H28.4.26

3 市指定文化財(29件)

No.	種類	名称	内容	指定年月日
1	有形文化財	旧小原家長屋門	建造物	S52.4.1
2	有形文化財	米子市役所旧館	建造物	S52.4.1
3	有形文化財	朝比奈三郎・曾我五郎の草摺りを曳く図	絵画	S52.4.1
4	史跡	尾高城跡	城跡	S52.4.1
5	史跡	目久美遺跡	村跡・水田跡	S52.4.1
6	史跡	清洞寺跡	寺跡	S52.4.1
7	名勝	粟嶋	島	S52.4.1
8	史跡	中村一忠墓地附中村一忠主従木像三体	墓地	S53.4.1
9	天然記念物	潮止め松	樹木	S52.4.1
10	天然記念物	和田御崎神社元宮社叢	植物	S53.4.1
11	有形文化財	松南農兵隊関係遺品	工芸品	S53.11.10
12	有形民俗文化財	石像、亀甲神社の道祖神神体	石造物	S53.11.10
13	無形文化財	淀江傘製造技術	工芸技術	S53.11.10

No.	種類	名称	内容	指定年月日
14	無形民俗文化財	淀江さんこ節	芸能	S53. 11. 10
15	無形民俗文化財	日吉神社神幸神事	民俗行事	S53. 11. 10
16	有形文化財	横田内膳墓碑および遺品	墓標	S55. 4. 1
No.	種類	名称	内容	指定年月日
17	有形文化財	大谷家資料	工芸品・古文書	S63. 7. 8
18	有形文化財	太刀 銘安綱	工芸品	H3. 10. 29
19	有形文化財	安養寺資料	古文書	H2. 5. 10
20	史跡	荒尾家墓所附荒尾家位牌	墳墓	H2. 5. 10
21	有形民俗文化財	芋代官碑	石造物	H2. 5. 10
22	無形民俗文化財	上淀の八朔行事	民俗行事	H15. 4. 1
23	有形文化財	米子城鰐	歴史資料	H17. 2. 6
24	史跡	陰田 1号墳	古墳	H22. 6. 28
25	史跡	石州府 1号墳	古墳	H25. 4. 10
26	有形文化財	水管橋	歴史資料	H28. 1. 29
27	有形文化財	八幡神社 木造神像	歴史資料	H28. 1. 29
28	有形文化財	八幡神社 木造狛犬	歴史資料	H28. 1. 29
29	天然記念物	青木神社社叢	植物	H28. 1. 29

4 登録有形文化財 (11 件)

No.	種類	名称	内容	登録年月日
1	登録有形文化財	米子専門大店	造形の規範	H13. 8. 28
2	登録有形文化財	旧米子市水源地旧ポンプ室	歴史的景観	H13. 8. 28
3	登録有形文化財	旧米子市水源地記念碑	歴史的景観	H13. 8. 28
4	登録有形文化財	旧米子市水源地水神社	歴史的景観	H13. 8. 28
5	登録有形文化財	旧日野橋	歴史的景観	H15. 3. 18
6	登録有形文化財	坂口家住宅主屋	歴史的景観	H21. 5. 14
7	登録有形文化財	坂口家住宅離れ及び渡り廊下	歴史的景観	H21. 5. 14
8	登録有形文化財	坂口家住宅土間倉	歴史的景観	H21. 5. 14
9	登録有形文化財	坂口家住宅土蔵	歴史的景観	H21. 5. 14
10	登録有形文化財	坂口家住宅門及び堀	歴史的景観	H21. 5. 14
11	登録有形文化財	石賀本店土蔵	歴史的景観	H21. 5. 14

5 国選択文化財 (2 件)

No.	種類	名称	内容	登録年月日
1	無形民俗文化財	出雲・伯耆の荒神祭	民俗行事	H21. 3. 11
2	無形民俗文化財	上淀の八朔綱引き	民俗行事	H20. 3. 13

6 県選択文化財 (1 件)

No.	種類	名称	内容	登録年月日
1	無形民俗文化財	弓ヶ浜半島のトンド	民俗慣習	H21. 3. 11

- ・国指定文化財 11 件
 - ・県指定文化財 15 件
 - ・市指定文化財 29 件 (物件数 33 件)
 - ・国登録有形文化財 11 件
 - ・国選択文化財 2 件
 - ・県選択文化財 1 件
- 合計 69 件 (物件数 73 件)

